

第 14 回「隣保事業士」資格認定講習

隣保館で実施してきた相談事業をはじめ様々な活動は、これからの日本社会における地域福祉の推進と人権尊重のまちづくりのモデルとなるものです。

この講習を通して、隣保事業に必要な専門性を向上させ、これからの日本社会における「福祉と人権のまちづくり」のノウハウを、「隣保事業士」として養成することにより、広域的に還元するとともに、隣保事業の社会的地位の確立を図ることを目的としています。

隣保事業士とは

隣保事業の歴史をもとに、隣保館設置運営要綱（厚生労働省）で定める事業を理解し、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など、隣保事業のトータルコーディネーターとしての専門的な知識とスキルを有するもの。〈隣保事業士資格認定規定 第2条より〉

日 程 2021年 9月14日（火）～18日（土）

定 員 50名

場 所 兵庫県 西宮市立若竹生活文化会館

受講料 40,000円

宿泊費・交通費・昼食代は含みません。

カリキュラム

9/14 (火)		10:00	10:30～12:00	昼食	13:00～17:00		17:15 ～19:00
		開講式	地域福祉の動向と 隣保館		コミュニケーションスキル カウンセリングの手法と実践事例 エンパワメントーリソース探しと承認ー		受講生 交流会
9/15 (水)		9:30～10:55	11:10～12:30	昼食	13:30～15:00	15:15～17:00	17:15 ～18:00
	人権運動と 隣保事業の歴史	人権文化発信の 拠点としての隣保館	隣保館における 地域福祉事業 ーまちづくりと隣保館ー		隣保事業の歴史と概要 その役割について	地域に 学ぶ	
9/16 (木)		9:30～11:00	11:15～ 12:00	昼食	13:00～14:00	14:15～17:00	
	隣保館設置運営要綱と 補助制度の概要	隣保事業と社会 調査・実態把握 について (前半)	隣保事業と社会 調査・実態把握 について (後半)		人権啓発の拠点としての隣保館		
9/17 (金)		9:30～12:00		昼食	13:00～15:00	15:15～17:00	
	地域ケアシステムと生活支援 (1 部)		地域ケアシステムと生活支援 (2 部)		生活困窮者自立支援法と ホームレス支援		
9/18 (土)		9:30～11:00	11:15 ～12:00				
	ソーシャルインクルージョンの 理念と実践		修了式				

主 催 全国隣保館連絡協議会

後 援 厚生労働省社会・援護局地域福祉課（依頼予定）

兵庫県に緊急事態宣言が発令された場合は、開催を中止いたします。

講師紹介・講義の目的

分野・領域	講義目的及び内容	形式	講 師
隣保事業 の概要	地域福祉の動向と隣保館 地域福祉の意義と役割について検討し、地域福祉における隣保館の重要性について学ぶ	講義	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課（依頼中）
	隣保事業の歴史と概要その役割について 日本における隣保事業について／隣保館が直面する課題と役割について	講義	全国隣保館連絡協議会 前事務局長 中尾由喜雄
	隣保館設置運営要綱と補助制度の概要	講義	兵庫県健康福祉部人権推進課
人権運動	人権運動と隣保事業の歴史 部落解放運動の歴史と隣保事業のかかわりについて	講義	大阪市立大学 講師 谷元 昭信
	人権文化発信の拠点としての隣保館 人権文化の基本理念とその課題について、隣保館に求められていることを探る	講義	人権文化を育てる会 事務局長 水口 好久
相談事業	コミュニケーションスキル コミュニケーションの基本的な考え方と体験（ワーク）を通して技法を学ぶ	講義 演習	四国学院大学 教授 島影 俊英
	カウンセリングの手法と実践事例 実践事例を踏まえカウンセリングの手法について学ぶ		
	エンパワメントーリソース探しと承認ー 相談者が持っている力を引き出すための手法について		
地域福祉	隣保館における地域福祉事業ーまちづくりと隣保館ー 隣保館を核とした「まちづくり」への展望について	講義	株式会社 HRC コンサルティング 社長 大北 規句雄
	地域ケアシステムと生活支援 地域を基盤とした福祉の実践・機能と構成について学ぶ	講義 演習	NPO 法人地域支援センターくまどり 理事長 大谷 悟
啓発事業	人権啓発の拠点としての隣保館 隣保館が単なる学習の場を提供するだけではなく、隣保館だからこそ可能でかつ魅力的な人権問題啓発を企画・推進するための基本的な視点と方向性に基づき、具体的な啓発プログラムを検討する	講義 演習	社会学研究者・奈良教育大学 名誉教授 中川 喜代子
社会調査事業 実態把握	隣保事業と社会調査・実態把握について 隣保館が果たすべき役割の一つである地域の生活実態についての的確な把握のために、隣保館職員として求められる社会調査の手法について、基礎的な知識・技能の修得をめざす	講義	社会学研究者・奈良教育大学 名誉教授 中川 喜代子
今日的課題	生活困窮者自立支援法とホームレス支援 生活困窮者支援とは（経済的困窮と社会的孤立について） ホームレス問題を取り巻く社会のあり方や、そこから見えてきた課題について学ぶ	講義	NPO 法人 抱樸 理事長 奥田 知志
ソーシャル・ インクルージョン	ソーシャルインクルージョンの理念と実践 基本的な考え方を学び、地域における人権と福祉の向上を図る	講義	社会福祉法人恩賜財団 済生会 理事長 炭谷 茂
現地学習	地域に学ぶ 隣保館の取り組みについて学ぶ		西宮市立若竹生活文化会館

※講義内容等は、講師の都合により変更されることがあります。

受講生の声

隣保館職員にとって必要な視点や知識を学べる場であり、仲間との出会いは隣保館活動を進めるうえで大きな力になります。また、資格取得者を対象とした特別聴講は、自分の考えや活動を振り返ることのできるいい機会となっています。

島根県（2008 年受講）

隣保事業士を受講して、良かったのは地方にいと受講することが難しい講座が受けられること、それは隣保館で仕事をする私の力になりました。

また、多くの受講者の方と知り合え仲間になったことです。

高知県（2017 年受講）

すべての講座に深い学びがありました。地域住民からの相談や効果的な教育・啓発のあり方など、たくさんのヒントをいただきました。「部落差別解消推進法」の施行から 5 年目を迎え、隣保館の果たす役割はますます重要です。

兵庫県（2015 年受講）

受講要件

1～4のいずれかに該当する方が申込みできます。

1. 現 任 の隣保館長・職員、または広域隣保事業に従事する方

- 通算3年以上隣保事業に従事する方
- 通算3年未満の隣保事業従事者は、規定に定める研修会を2回以上受講した方
もしくは、府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある方

2. 過 去 に隣保館に従事した経歴のある方、または広域隣保事業に従事した経歴のある方

- 通算5年以上隣保事業に従事した方
- 通算5年未満の隣保事業従事者は、規定に定める研修会を2回以上受講した方
もしくは、府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある方

3. これから 隣保事業士を志す方

- 規定に定める研修会を4回以上受講した方もしくは、府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある方

4. そ の 他 全隣協会長が受講を認める方

申 込

◎申込方法

2021年8月16日（月）までに、申込書（両面）に必要事項を記入し、全国隣保館連絡協議会「隣保事業士」資格認定講習事務局まで郵送にてお申し込みください。（当日消印有効・郵送のみの受付）

* 申込書に不備がある場合は、ご連絡致します。

* 第13回（コロナにより中止）にお申込みいただいた方を優先して受け付け致します。

◎受講決定

受講申込書の受付後、「隣保事業士」資格認定委員会において、受講要件の審査を行い、2021年8月30日（月）までに受講決定通知書と請求書を本人のご自宅に郵送します。

* 8月30日を過ぎても受講決定通知書が届かない場合は、事務局までご連絡ください。

◎資格認定者

全国隣保館連絡協議会会長がおこないます。

◎その他

- ・ 5日間の講習です。全課程を受講できる方に限ります。
- ・ 受講にあたって支援が必要な方は、9月3日（金）までに事務局までお知らせください。

◎申込・問い合わせ

全国隣保館連絡協議会「隣保事業士」資格認定講習事務局

〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 3F

TEL.06-6711-0356 FAX.06-6711-0367 E-mail zenrinkyou@rinpokan.com

会 場

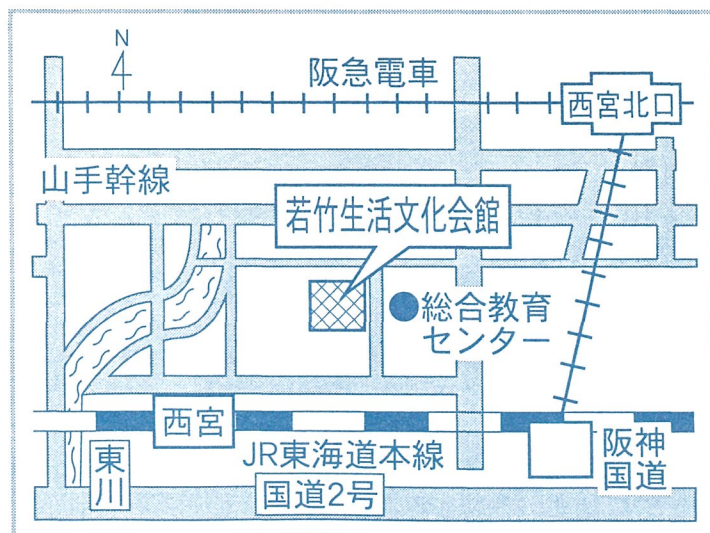
西宮市立若竹生活文化会館

〒662-0844 兵庫県西宮市立西福町 15-12

TEL.0798-67-7171

JR「西宮駅」より約 600m

阪急「西宮北口駅」南側出口より南西へ約 1.1km



隣保事業士資格認定規定

【目的】

第1条 福祉の推進と人権課題解決に資する隣保事業の必要な専門職性を向上し、これからの日本社会における「福祉と人権のまちづくり」のノウハウを、隣保事業士を養成することにより広域的に還元するとともに、隣保事業の社会的地位の確立を図ることを目的とする。

【隣保事業士の定義】

第2条 隣保事業の歴史をもとに、厚生労働省の隣保館設置運営要綱で定める事業を理解し、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など、隣保事業のトータルコーディネーターとしての専門的な知識とスキルを有するもの。

【資格認定者】

第3条 資格の認定者は、全国隣保館連絡協議会（以下「全隣協」）会長とする。

【資格認定委員会】

第4条 資格認定委員会を次のとおり設ける。

1. 構成
 - ①（内部委員） 2名 副会長、他1名
 - ②（外部委員） 2名 学識者、関係府県
2. 任務
 - ①資格認定講習の内容を検討する。
 - ②資格認定の可否を会長に進言する。
3. 任期
2年とする。ただし、再任を妨げない。

【資格認定の対象者】

第5条 資格認定の対象者は次のとおりとする。

1. 現任の隣保館長・職員、または広域隣保事業に従事する者（正規・嘱託・臨時等の別または常勤・非常勤を問わない）。
2. 過去に隣保館に従事した経歴のある者、または広域隣保事業に従事した経歴のある者（正規・嘱託・臨時等の別または常勤・非常勤を問わない）。
3. 隣保事業を志す者。

【資格認定要件】

第6条 資格の取得は第5条に該当する者であって次の要件を満たす者とする。

1. 隣保館に20年以上勤務し、厚生労働大臣表彰を受けた者で、認定申請のあった者。
2. 以下の条に定める、資格認定講習を受講し修了した者。

【資格認定講習】

第7条 資格認定講習は各年度に定められた内容で実施する。

【資格認定講習の受講要件】

第8条 次のいずれかに該当することを要件とする。

1. 第5条第1項に定める者で、通算3年以上隣保事業に従事する者。
2. 第5条第2項に定める者で、通算5年以上隣保事業に従事した者。
3. 第5条第1項に定める者で通算3年未満の隣保事業従事者、または第5条第2項に定める者で通算5年未満の従事経験者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を2回以上受講した者。
4. 第5条第3項に定める者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を4回以上受講した者。
5. 府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある者。
6. その他、全隣協が受講を認める者。

【付則】

1. この規則は、2008年4月15日から施行する。
2. 2009年4月1日一部改正する。
3. 2011年4月1日一部改正する。

【資格認定講習を受講する要件となる研修会】

- ① 全隣協が主催する研修会（全国隣保館長研修会／全国女性職員研修会／ブロック別学習会／リーダー養成講座）
- ② ブロック協が主催する研修会（ブロック館長職員研修会／ブロック女性職員研修会）
- ③ 府県隣協が主催する研修会（全府県内の隣保館職員を対象とした研修会で、1開催合計研修時間数が4時間以上で、かつ全隣協が認定したもの）